

令和3年度第1回横浜市市民協働推進委員会
横浜市市民協働推進センター事業部会について

1 開催概要

- (1) 開催日時
令和3年8月19日(木) 14時00分～16時10分
- (2) 市民協働推進センター事業部会出席者名簿(五十音順)

氏名	所属等
伊吾田 善行	国際協力NGO Act for Child 代表
田辺 由美子	NPO 法人くみんネットワークとつか 理事
永岡 鉄平	NPO 法人フェアスタートサポート 代表
林 重克	特定非営利活動法人オールさこんやま 代表 旭区連合自治会町内会連絡協議会 副会長
吉武 美保子	NPO 法人新治里山「わ」を広げる会 事務局長

2 横浜市市民協働推進センター事業部会部会長の選任及び職務代理者の指名について

部会長の選任及び職務代理者の指名について

- (1) 部会長(部会長は、部会の委員及び専門委員の互選により定めます)
田辺 由美子 委員
- (2) 職務代理者(職務代理者は部会長の指名により定めます)
吉武 美保子 委員

3 市民協働の提案事業の審査について

- (1) 提案募集要項
資料8-2のとおり
- (2) 提案書「広域大規模災害時におけるNPO等と行政、社協の連携体制構築」
資料8-3のとおり
- (3) 提案書「横浜市北部地域療育センターを利用するきょうだいの地域での支援」
資料8-4のとおり
- (4) 審査結果
資料8-5のとおり

4 次回部会について

- (1) 開催日時
令和3年11月17日(水) 14時00分～16時00分(予定)

地域や社会の課題を横浜市との“協働”で解決！

市民協働事業の提案 募集要項(抜粋)

子育て支援や高齢者支援、地域の居場所づくり、防災、コミュニティづくり など協働による地域課題解決のための提案や、「住みたくなる、住み続けたいとなるようなまちづくり」につながるような市民協働事業の提案をお寄せください。

審査を経て採択された提案には、実現に向けたアドバイスやコーディネート、活動資金の助成などの支援メニューがあります。

1 協働の提案支援の趣旨

横浜市市民協働条例第10条（市民からの協働事業の提案）の制度が、多様な市民によって組み立てられ、市民発意の先駆的な柔軟な発想を活かした地域や社会の課題解決やまちの魅力づくりにつながる制度として運営していけるよう、必要な支援や市の体制、環境づくりについて「協働事業の提案支援」を実施します。

2 応募要件

助成金の対象となる市民協働事業提案の要件

次の要件をすべて満たすもの

- ・ 公益的、社会貢献的な事業であって、協働事業を提案する市民等と横浜市が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られるもの
- ・ 実施を前提とした事業で、協働事業を提案する市民等が実施することが可能であるもの

3 助成（支援）内容

- 採択された事業の実現性を高めるために、市民局等が取組に関するアドバイスなどの伴走支援を行います。
- 提案の事業化に向けて必要な経費の一部を選考により助成します。1事業につき上限30万円、令和3年度は4団体を予定しています。（※審査時点で予算上限に達していた場合は交付ができません。なお、助成金の交付を伴わない場合や、提案内容を検討中の案件についても、申請に向けた相談は随時受付しております。）
- 助成期間は単年度となります。

4 選考方法

横浜市が設置する学識経験者や市民活動実践者等から構成される横浜市市民協働推進委員会（市民協働推進センター事業部会）が審査基準に従い、書面審査、プレゼンテーション審査等を踏まえ総合的に審査します。

横浜市市民協働推進委員会からの審査結果を踏まえ、市長が採択団体を決定します。

（1）審査の方法

応募書類の書面審査、団体によるプレゼンテーション審査等により総合的に判断します。（審査基準については表1を参照してください。）

（2）審査結果

提案の採択／不採択については、表2の基準点数にもとづき決定します。

助成金を申請した場合は、表2の基準点数にもとづき助成の可否を決定します。

選考結果については、団体宛に別途通知します。

【表1】審査基準

審査基準	地域課題・社会課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題やニーズに沿った取組になっているか 事業の目的が明確になっているか 	20点
	協働の必要性・手法	<ul style="list-style-type: none"> 協働だからこそ得られる成果が示されているか 行政と協働しなければ事業目的が達成できないか 	20点
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> 市との役割分担が協議されているか 団体として協働事業に取り組む体制が整っているか、今後整う可能性があるか 	20点
	効果	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施することにより、受益者や地域により効果があるか 市民満足度の向上につながるか 	20点
	発展性	<ul style="list-style-type: none"> 他の地域へ波及していくか 今後の事業継続が必要な場合、手法等が考えられているか 	20点

【表2】提案の採択および助成金交付の基準点数

平均点数	提案の採択／不採択	助成金の交付／不交付
60点以上	採択	交付
60点未満	不採択	不交付

5 応募方法・応募書類

(1) 応募方法

ア 事前相談

はじめに横浜市市民協働推進センターにご相談ください。提案内容の確認や提案事業の関連部署との調整をいたします。

イ 提案書の作成

関連部署との調整結果をふまえて、提案書を作成します。

ウ 応募書類の提出

応募書類を郵送もしくは直接持参してください（持参の場合は要予約）。

【提出先】

横浜市市民協働推進センター

受付時間 平日：9時00分～17時15分（土日祝日を除く）

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市市役所 1階

（電話）045-671-4732 （FAX）045-223-2888

（お問い合わせフォーム）<https://kyodo-c.city.yokohama.lg.jp/contact/>

6 その他

助成金の継続について

助成は原則単年度ですが、継続して助成を受けたい場合、応募は6月までに書類をご提出ください。申し込みできるのは3年までとし、継続にあたっては、前年通りの申請とするのではなく前年の事業を発展させた内容としてください。また審査時に予算上限に達する場合、新たに提案をいただいた事業を優先して助成することがあります。

(第1号様式)

市民協働提案事業提案書（提案支援事業）

横浜市長

令和3年 6月30日

提案者・団体名	災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ(準備会議)
所在地	横浜市中区弁天通 6-81 コーケンキャピタル2階C号 市民セクターよこはま気付
肩書き・ 代表者氏名等	共同代表 伊藤朋子 吉原明香 手塚明美

横浜市と協働により課題解決を図るため、次のとおり市民協働提案支援事業に提案します。

提案事業名		広域大規模災害時におけるNPO等と行政、社協の連携体制構築	
提案事業の活動分野 (該当の分野1つだけに○をしてください。なお、活動分野が複数の場合は、最も主なものに○をしてください。)			
<input type="checkbox"/>	保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/>	災害救援
<input type="checkbox"/>	社会教育	<input type="checkbox"/>	地域安全
<input type="checkbox"/>	まちづくり	<input type="checkbox"/>	人権擁護・平和
<input type="checkbox"/>	観光	<input type="checkbox"/>	国際協力
<input type="checkbox"/>	農山漁村・中山間地域	<input type="checkbox"/>	男女共同参画
<input type="checkbox"/>	文化・芸術・スポーツ	<input type="checkbox"/>	子どもの健全育成
<input type="checkbox"/>	環境	<input type="checkbox"/>	情報化社会
事業目的 及び事業概要		<p>[目的] 横浜市が大災害の被災地となったときに備え、被災者のくらしの復興をさまざまな団体が連携して長期に亘り支える仕組みをつくるための、市内の団体等の連携・協働を進めるネットワークづくり</p> <p>*横浜市における三者連携の必要性の共有</p> <p>*横浜市の民間支援ネットワークの構築と参加団体の拡大</p> <p>*災害時区域における連携構築の現状調査</p>	
協働を希望する 横浜市の所属		市民協働推進課、危機管理課、健康福祉局、横浜市社会福祉協議会、男女共同参画室、横浜市男女共同参画センター、トライアル対象区の区役所	
助成金の要否		<input checked="" type="checkbox"/> 交付希望 (30万円) <input type="checkbox"/> 交付不要	

【添付書類】 提出にあたっては、次の書類を添付してください。

- ・市民協働事業計画書（第2号様式）
- ・市民協働事業収支予算書（第3号様式）
- ・市民協働事業提案者の概要書（第4号様式）
- ・団体の前年度活動報告書及び前年度収支計算書
- ・団体の当該年度活動計画書及び当該年度収支予算書
- ・団体の定款、規約、会則等
- ・団体の会員名簿及び役員名簿

※「事業名」「提案者・団体名」「目的・概要」は、ホームページ等により公表します。また、提出された書類等については、情報公開の対象となります。

市民協働提案事業計画書（提案支援事業）

提案者・団体名 災害復興くらし応援・みんなのネットワークかながわ（準備会議）

実施する市民協働事業の計画

提案事業名
広域大規模災害時におけるNPO等と行政、社協の連携体制構築
1【提案事業の全体像について】（事業の内容、事業スケジュール、収支予算の考え方など）
[目的] 横浜市が大災害の被災地となったときに備え、被災者のくらしの復興をさまざまな団体が連携して長期に亘り支える仕組みをつくるため、市内の団体等の連携・協働を進めるネットワークづくりを進めます。
[概要] 広域大規模災害発生時には、市内外のNPO等民間団体と横浜市、市区の社会福祉協議会が互いに情報を共有し、連携して被災者支援活動にあたるのが長期にわたって必要となります。 このため、災害時に備え、 1. 市域における連携体制の構築 2. 民間団体のネットワークづくり 3. 区域の連携構築に向けた現状調査 を行い、横浜市におけるNPO等と行政、社協の連携体制（一般に言われる「三者連携」）構築を目指します。
[令和3年度の事業内容]
事業1 横浜市における三者連携の必要性の共有 横浜市における災害救援に関わる主要な関係者（行政、社会福祉協議会、災害ボランティア団体など）との相互理解を深め、大規模災害発災後のNPO等との連携の必要性やそのための仕組みのあり方について共に学び、検討するため、連携関係者への説明、協働での学習会・研修会を開催し、三者連携の体制構築に関する動きを作っていきます。 1) 三者連携の関係者への説明（訪問、意見交換） 2) 学習会・意見交換会の協働開催
事業2 横浜市内の民間支援ネットワークの構築と参加団体の拡大 横浜市内の各エリアや分野で情報・ネットワーク・活動実績を持つNPO・中間支援団体や事業者の方々同士が、様々なテーマや共通の関心ごとに対して情報交換し、分野・エリアを超えて学び合うための場として、2020年に「市民社会ネクストステージのための研究会」が立ち上がりました（当初参加団体数は約20団体）。この研究会の中に「災害支援部会」をつくり、参加団体との学習会を年に複数回開催し、横浜市内の災害時民間支援ネットワークの構築と参加団体の拡大を目指します。

【スケジュール】

7月 ネクストステージ「災害支援部会」第1回学習会（3部制）

12月頃 ネクストステージ「災害支援部会」第2回学習会（3部制）

事業3 災害時区域における連携構築の現状調査

地域の防災拠点等の見学や防災関係者と意見交換を行い、区域（または小地域）における、町内会、連合町内会、区役所、社会福祉協議会、ボランティア団体等の連携の現状に関する情報収集を行います。訪問先は数区を想定。

【スケジュール】

9月～2月 区域への現地訪問調査

2【課題の把握について】（どのような課題やニーズに基づいて発案したのか、提案事業を実施する目的は何か、この提案事業を実施する必要はどこにあるのかなど）

2011年の東日本大震災の発災以降、地震や風水害などで甚大な被害を被った地域では、個人のボランティアに加え、さまざまなNPO等民間団体が被災者への支援活動をおこなっています。多数の被災者から寄せられるニーズに寄り添い、より良い支援活動を行うために、被災地内外の自治体、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携・協働して支援にあたるのが望ましい、という考え方が被災地自治体を中心に定着してきました。ここ横浜市においても、大規模災害が発生した時に備え、地域・市内・県内の様々な主体による「被災者支援を切り口とした相互連携体制の構築」がますます重要になると考えます。

昨年度、当会が神奈川県内（市内を含む）のNPO・市民活動団体に向けて行ったアンケート調査からは、平時は防災・災害支援活動に関わらない団体も、自分たちが活動する地域で災害が起きた際には、物資や炊き出しの支援、情報収集や発信、子どもや要援護者支援、外国人支援、コミュニティの再生支援など、日頃の活動経験を活かした被災者支援活動を行える、と考えていることがみえてきました。横浜市内の各エリアや分野で情報・ネットワーク・活動実績を持つ様々な団体同士が平時からつながり、災害時に備えた情報交換や学習を行うことは、いざというときに支援活動を連携して行うための礎となると考えます。

また、こうした民間支援団体のネットワークが、行政や社会福祉協議会と連携のとれた活動を行う仕組みが構築されていることで、発災後の長期にわたる被災者支援の「もれ・むら」を防ぐことにつながります。横浜市・区の災害救援に関わる関係者や専門団体等との相互理解を深め、協力して被災者支援にあたれる体制を構築することが、安心安全な地域づくりに向けて必要と考えます。

3【実施手法・協働の必要性について】（提案事業を実施するために行政と協働する必要性について、協働によりどのようなことが可能になるのか、行政が取り組みの中で担う役割など）

広域大規模災害発生時には、市内外のNPO等民間団体と横浜市、市区の社会福祉協議会が互いに情報を共有し、連携して被災者支援活動にあたるのが長期にわたって必要となります。災害復旧・復興支援にあたり、行政各部門との連携が重要となり、その中でも災害対策部署や福祉関連部署との協働は効果的な被災者支援活動において不可欠です。また、様々な市内のNPO等民間団体のネットワークの中核として、各区の公設民営の区民活動支援センターや中間支援NPO団体の役割が期待されるため、市民協働推進課との協働が必要と考えます。

4【実現性について】（行政との役割分担、団体としてどのような体制で事業に取り組むか）

【市と協働することで期待できる具体的な成果】

- ・横浜市市内の関係部局と災害時の民間団体との連携の必要性や意識の共有
- ・市社会福祉協議会、災害ボランティア団体、男女共同参画室や男女共同参画センター等との連携関係の構築
- ・区役所や区域における災害ボランティア関係者との調整

【事業実施体制】

総括責任者 吉原明香、伊藤朋子、手塚明美
事業担当者 染谷日向子
活動メンバー 石田真実、谷本恵子、藤枝香織、小林由高

5【事業効果について】（事業を実施することによりどのような効果があるのか、市民満足度の向上にどうつながるかなど）

災害時に NPO 等の民間支援団体が、行政や社会福祉協議会と連携のとれた活動を行う仕組みが構築されることで、発災後の長期にわたる被災者支援の「もれ・むら」を防ぐことにつながります。市内外の NPO 等が横浜市・区の災害救援に関わる関係者や専門団体等との相互理解を深め、協力して被災者支援にあたれる体制を構築することで、災害時に被災者にとってより良い支援活動につながり、安心安全な地域づくりに貢献します。

6【発展性について】（事業が他の地域や他の団体へ波及できるか、また、次以降継続していく場合、どのような手法（体制・収入）により行うか）

【事業の展望】

当会の災害時三者連携推進に向けた活動は、令和3年度より神奈川県ボランティア活動推進基金 21 協働事業「広域大規模災害に備えた平常時からの行政、社協、NPO 等の連携体制構築」に採択され、神奈川県域における三者連携の推進、多様な民間団体とのネットワーク構築を目指し、県や県社会福祉協議会他、様々な団体との意見交換を始めています。本事業によって市内における大規模災害時に備えた団体同士のネットワークが広がることで、県域や他市への波及が期待されます。

本協働事業がいったん終了した後も、民間支援の中核として「市民社会ネクストステージのための研究会」活動を継続しつつ、市役所や市社会福祉協議会と平時から顔の見える関係性を保ち、災害時に連携した支援活動が進められるよう情報共有の仕組みや役割分担に関する協議を継続していきます。運営経費は、賛同団体からの会費や協賛金、共同募金会や全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等からの各種助成金を活用していく予定です。

※必要に応じ別紙添付可

(第1号様式)

市民協働提案事業提案書（提案支援事業）

横浜市 市長

令和3年6月30日

提案者・団体名	ちよこつと子育てレスキュー隊
所在地	横浜市都筑区中川中央1-39-11 ぽっぽ内
肩書き・ 代表者氏名等	NPO 法人のはらネットワーク 理事長 山田 由美子

横浜市と協働により課題解決を図るため、次のとおり市民協働提案支援事業に提案します。

提案事業名	横浜市北部地域療育センターを利用するきょうだい児の地域での支援		
提案事業の活動分野	(該当の分野1つだけに○をしてください。なお、活動分野が複数の場合は、最も主なものに○をしてください。)		
<input type="checkbox"/>	保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/>	災害救援
<input type="checkbox"/>	社会教育	<input type="checkbox"/>	地域安全
<input type="checkbox"/>	まちづくり	<input type="checkbox"/>	人権擁護・平和
<input type="checkbox"/>	観光	<input type="checkbox"/>	国際協力
<input type="checkbox"/>	農山漁村・中山間地域	<input type="checkbox"/>	男女共同参画
<input type="checkbox"/>	文化・芸術・スポーツ	<input checked="" type="radio"/>	子どもの健全育成
<input type="checkbox"/>	環境	<input type="checkbox"/>	情報化社会
事業目的 及び事業概要	横浜市北部地域療育センターを利用するきょうだい児の保育について、療育センター内だけで解決するのではなく、地域での支援を利用した解決策を考案しました。 横浜市北部地域療育センター内での NPO が協力する乳幼児一時預かり保育を定期的に行い、安心した療育センターの利用につなげます。		
協働を希望する 横浜市の所属	横浜市こども青少年局子育て支援部子育て支援課・横浜市こども青少年局障害児福祉保健課・都筑区こども家庭支援課・緑区こども家庭支援課 横浜市北部地域療育センター		
助成金の要否	<input checked="" type="checkbox"/> 交付希望 (30万円) (助成金名 :) <input type="checkbox"/> 交付不要		

【添付書類】 提出にあたっては、次の書類を添付してください。

- ・市民協働事業計画書（第2号様式）
- ・市民協働事業収支予算書（第3号様式）
- ・市民協働事業提案者の概要書（第4号様式）
- ・団体の前年度活動報告書及び前年度収支計算書
- ・団体の当該年度活動計画書及び当該年度収支予算書
- ・団体の定款、規約、会則等
- ・団体の会員名簿及び役員名簿

※「事業名」「提案者・団体名」「目的・概要」は、ホームページ等により公表します。また、提出された書類等については、情報公開の対象となります。

市民協働提案事業計画書（提案支援事業）

提案者・団体名 ちょこっと子育てレスキュー隊

実施する市民協働事業の計画

提案事業名					
横浜市北部地域療育センターを利用するきょうだい児の地域での支援					
1【提案事業の全体像について】（事業の内容、事業スケジュール、収支予算の考え方など）					
横浜市北部地域療育センターを利用する家族のきょうだい児を、同施設内で預かり、保育をする。 一時預かり事業					
年月	保育時間	就労時間	曜日	受け入れ人数	保育スタッフ
令和3年10月	9:30~14:30	9:00~15:00	週1日	1人~3人	2人
令和3年11月	9:30~14:30	9:00~15:00	週1日	1人~3人	2人
令和3年12月	9:30~14:30	9:00~15:00	週1日	1人~3人	2人
令和4年 1月	9:30~14:30	9:00~15:00	週1日	1人~3人	2人
令和4年 2月	9:30~14:30	9:00~15:00	週1日	1人~3人	2人
令和4年 3月	9:30~14:30	9:00~15:00	週1日	1人~3人	2人
ボランティア育成事業					
年月	内容		対象者		
令和3年9月	ちょこっと子育てレスキュー隊 一時預かりサポーター育成講座		保育スタッフ及びボラティア		
令和4年3月	ちょこっと子育てレスキュー隊 一時預かりサポーター育成講座 振り返り編		保育スタッフ及びボラティア		
収支予算					
対象者	時間	内容			
利用者	保育時間 9:30~14:30	(5時間×300円=1500円) 1回1500円固定にする。			
保育ボランティア	業務時間 9:45~14:15	4、5時間就労 1回4,500円の報酬を支払う。 (時給にすると1000円)			
保育士資格者	業務時間 9:00~15:00	6時間就労 1時間1,062円×6時間=6,372円 準備、片づけ、コーディネーター業務を含む。			
講師	ボランティア育成講座 2回	2時間講師			
団体保険	別紙参照				
諸費用	別紙参照				

2【課題の把握について】(どのような課題やニーズに基づいて発案したのか、提案事業を実施する目的は何か、この提案事業を実施する必要はどこにあるのかなど)

横浜市北部地域療育センターは、同施設を利用している障害児のきょうだい児保育の必要性という課題を抱えています。

同施設は、緑区、都筑区に住んでいる0歳から小学校6年生までのお子さんの発達相談や、診療、個別訓練、療育、集団療育、保護者向け講座、通園、地域との連携などを担っています。(設置：横浜市 運営：(指定管理者) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団)

その中で、障害のあるお子さんが療育プログラムを受けるためには、週に1日から5日ほど、同施設まで通い、障害児だけでなく、保護者も療育プログラムに参加し、療育を学ぶ必要があります。

その為、障害児にきょうだい児がいる場合、特に日中幼稚園や小学校などに通っていない乳幼児がいる場合には、そのきょうだい児の預け先を確保しなければ、親は療育プログラムに参加することが困難となります。

同センター内ではこれまで、保護者の有志に依頼し、センター内の一室で可能な範囲できょうだい児保育を行ってきましたが、近年は担い手の確保が困難になっています。

きょうだい児が未就学児の場合、ご家族は自身で預け先を探さなければなりません。障害児を抱えながら、きょうだい児の預け先を探すことが困難であるだけでなく、同施設から離れた異なる施設への送迎などの負担もかかっています。

また、これらの困難さから、療育を受けたくても受けるのを諦めるご家庭が発生している懸念もあります。それは療育プログラムを受けられないということだけでなく、障害児を抱えた家族の孤立や虐待など、深刻なケースにつながる恐れもあり、それらのニーズ把握も必要だと考えます。

同施設内で、きょうだい児保育を行うことにより、安心して療育プログラムを受けられる環境づくり、親の負担の軽減、きょうだい児の人権の保障、孤立や虐待防止を支援することを目的として担えるのではないかと考えています。

3【実施手法・協働の必要性について】(提案事業を実施するために行政と協働する必要性について、協働によりどのようなことが可能になるのか、行政が取り組みの中で担う役割など)

「ちょこっと子育てレスキュー隊」が、きょうだい児保育を担います。

「ちょこっと子育てレスキュー隊」とは、2018年より、都筑区子ども家庭支援課、子育て支援センターポポラ、都筑区社協をアドバイザーに迎え、都筑区の乳幼児一時預かり事業、親と子のつどいの広場、子育てサポートシステム、主任児童委員、北部地域療育センターと協力し、発足した任意団体です。

「ちょこっと子育てレスキュー隊」では、各施設のスタッフだけではなく、各施設の利用者(保護者)が同団体が開催するボランティア育成講座を受け、保育ボランティアをしています。これまで、支援の届きにくい地域での出張一時預かりや、療育センターに通う障害児のきょうだい児保育を行ってきました。

行政と協働することにより、さまざまな地域資源を活用し、さまざまな地域がつながり、さまざまな人が携わることで、一団体の抱える課題を、区内の支援事業者、またその利用者の方とともに、課題解決に取り組んでいけると考えます。

「ちょこっと子育てレスキュー隊」との「協働」は、北部地域療育センターにとっても障害児の家庭支援という意味で、大きな意義があります。きょうだい児保育は家族支援であり、家族支援は療育センターの本来の業務でもあるからです。しかし現在、療育センターにきょうだい児保育を担うシステム、ノウハウがありません。今回の取り組みを協働で行うことで、より広い視野での家庭支援が可能になり、ご家族の地域生活を推進していく橋渡しが可能になると考えます。またノウハウをもったちょこっと子育てレスキュー隊と協働することで、利用者の方によりスムーズなきょうだい児保育の提供が可能と考えます。

障害児を抱える家族を、療育センターだけで支援するのではなく、地域で支援することが可能になるとい

うことは、支援の循環にもつながると考えています。地域の人が障害の理解を深め、だれもが暮らしやすい地域づくりを進めるためにも、行政の協力が不可欠となります。

4【実現性について】(行政との役割分担、団体としてどのような体制で事業に取り組むか)

・行政

1. 同施設を他団体が利用する許可、及び建物内の一部使用用途の変更の許可が必要となります。(北部地域療育センターの家族用控室2部屋のうち、1部屋をきょうだい児保育に利用できないか提案)
建物設置者は、横浜市であるため、現在こども青少年局障害児福祉保健課と調整中です。
施設運営者は、横浜市の許可があれば可能とご回答をいただいています。
2. 継続して事業を実施していくための、関係者間でニーズや課題を共有し、将来的な制度確立を検討することが必要となります。
今後も、こども青少年局子育て支援課、都筑区こども家庭支援課、緑区こども家庭支援課と相談を重ねていく必要があります。

・横浜市北部地域療育センター

場所の提供、障害児支援、きょうだい児支援に必要な情報提供

・「ちょこっと子育てレスキュー隊」

「ちょこっと子育てレスキュー隊」のシステムをそのまま継続し、各施設スタッフが保育とコーディネーターを兼務し、保育ボランティアによる保育を実施します。

5【事業効果について】(事業を実施することによりどのような効果があるのか、市民満足度の向上にどうつながるかなど)

障害児を抱えているご家族に対しては、預け先を探すことや、他施設への送迎の負担軽減などにつながり、安心して療育を受ける環境づくりにつながると考えます。また、「ちょこっと子育てレスキュー隊」を通じた横浜市北部地域療育センター内での乳幼児一時預かり保育は、障害児を抱えたご家族の地域とのつながりや、地域での安心した子育て環境づくりにもつながると考えます。

きょうだい児に対しては、専門性のあるスタッフが保育をすることで、子どもの成長に合わせた保育を提供することができ、様々な体験や経験から自己肯定感を育めると考えます。親の負担が減ることは、きょうだい児への育児に積極的になることにもつながると考えます。

保育ボランティアには、健常児の子どもの保護者がたくさんいます。障害児を抱える親の気持ちを理解したり、寄り添うことで、多様性の尊重を学べる機会になると考えます。それらは保育ボランティア内だけでなく、ご自身の家庭や育児、地域社会へとつながり、だれもが安心して暮らせる地域づくりの一員になると考えます。

6【発展性について】(事業が他の地域や他の団体へ波及できるか、また、次以降継続していく場合、どのような手法(体制・収入)により行うか)

この事業の要となっているのは、地域力を生かした「ちょこっと子育てレスキュー隊」にあると考えています。「ちょこっと子育てレスキュー隊」は、横浜市内の様々な地域資源と、民生委員や各施設の利用者からなるボランティアなど、地域の方との連携で構成されています。

市内の地域資源とそれらを利用している地域の方との連携を図り、一緒に課題解決に取り組む組織づくりを行うことで、他の地域、他の団体での波及も可能になると考えます。私たちが都筑区との協働で培った経験や知識は、他区へも協力させていただけるものと考えております。

今回の家庭支援の安定した継続は、利用者、療育センターにとって、重要なことであります。療育センターの長年の課題でもあったきょうだい児保育を「ちょこっと子育てレスキュー隊」と協働で行うことは、他の地域の療育センターにとってもモデルとなる取り組みと考えます。きょうだい児保育は「子育て

て支援」でもあり、「障害児の家族支援」でもあります。「子育て支援」の側面からは「こども家庭支援課」の案件でもあり、「障害児の家庭支援」の側面からは「障害児福祉保健課」の案件でもあります。しかし現在、事業としてどこにも位置づけられておらず、まさに狭間となっている問題と考えます。

今回の「ちょこっと子育てレスキュー隊」の取り組みは、行政内の「課」と「課」をつなぎ、問題を共有する意味でも重要です。きょうだい児保育が今回の協働事業を通じて、横浜市の「子育て支援」行政の中に位置付けられ、予算化されていくことを目指します。その為の協議につきましては、今後も横浜市こども青少年局子ども家庭支援課と協議を重ねて参りたいと考えます。

※必要に応じ別紙添付可